

令和元年7月31日

【照会先】

医政局地域医療計画課

医療監視専門官 天野 裕貴(内線 2764)

岡 耕一郎(内線 2764)

(代表電話) 03-(5253)-1111

平成 28 年度 医療法第 25 条に基づく病院に対する立入検査結果

医療法の規定に基づき、平成 28 年度に各都道府県等が実施した病院に対する立入検査の結果について、このたび、とりまとめを行いましたので公表します。

【立入検査結果のポイント】

○ 立入検査の実施率

平成 28 年度の立入検査は、8,459 病院中、7,914 病院に実施され、実施率は、93.6% (平成 27 年度は 8,482 病院中、8,042 病院に対し実施し、94.8%)。

○ 医療法に基づく標準数に対する医療従事者数

(注1)

- ・ 医師数の適合率は、年々改善傾向にあります。

(注2)

- ・ 看護師・准看護師数の適合率は、平成 27 年度より上昇しています。

(注1) 「適合率」は、立入検査を実施した病院数に対する検査項目に適合した病院数の割合。

(注2) 「看護師」は、主に看護業務を行う保健師、助産師を含む。

・ 医師数の適合率	・・・28 年度 96. 4%	(27 年度 95. 9%)
・ 看護師・准看護師数の適合率	・・・28 年度 99. 4%	(27 年度 99. 3%)
・ 薬剤師数の適合率	・・・28 年度 96. 6%	(27 年度 96. 3%)

1 立入検査の目的

医療法第25条の規定に基づく立入検査は、病院等が医療法及び関係法令に規定された人員及び構造設備等を有し、かつ、適正な管理を行っているかについて検査を行うことにより、病院等を良質かつ、適正な医療を行う場にふさわしいものとするを目的としています。

2 立入検査の時期

平成 28 年度

3 検査実施機関

都道府県、保健所を設置する市、特別区(東京都23区)

4 検査項目

(注3)
医療従事者数の充足状況(充足率)、安全管理体制の確保状況、院内感染対策の実施状況、診療録等の管理状況など。

(注3)「充足率」とは、医療法施行規則に規定する標準数に対する病院の医療従事者数の割合。

医療従事者数が標準数を下回る病院の「充足率」は、100%未満となる。

5 検査実施施設数

平成 28 年度 7,914 施設 (平成 27 年度は 8,042 施設)

<参考>

(1) 医師数の適合率の推移

年 度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
立入施設数	8,122	8,105	8,021	8,040	7,911
適合施設数	7,606	7,661	7,662	7,711	7,626
適合率(%)	93.6	94.5	95.5	95.9	96.4

(2) 看護師・准看護師数の適合率の推移

年 度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
立入施設数	8,124	8,108	8,023	8,042	7,914
適合施設数	8,043	8,007	7,966	7,985	7,864
適合率(%)	99.0	98.8	99.3	99.3	99.4

(3) 薬剤師数の適合率の推移

年 度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
立入施設数	8,124	8,108	8,023	8,042	7,914
適合施設数	7,770	7,780	7,717	7,747	7,647
適合率(%)	95.6	96.0	96.2	96.3	96.6